

書 名：第二種電気工事士筆記完全マスター 第2版

発 行：2018年11月30日 第2版第1刷発行

ISBN978-4-274-50716-8

■電気事業法等の改正に伴う訂正について

令和5年3月20日に、電気事業法など関連法が改正・施行されました。

改正によりまして、書籍の記載内容につきましても、下記のように変更になりますのでお知らせいたします。

訂正内容	改正前	改正後	備 考
発電設備	小出力発電設備	小規模発電設備	
一般用電気工作物 となる発電設備	小出力発電設備	風力発電設備および出力 10kW以上の太陽電池発電 設備を除く小規模発電設備	
電気工作物	新設	小規模事業用電気工作物	小規模発電設備であって、 風力発電設備および出力10 kW以上の太陽電池発電設備
第二種電気工事士 の作業範囲	一般用電気工作物	一般用電気工作物等	一般用電気工作物および小 規模事業用電気工作物
一般用電気工事の 定義	一般用電気工作物 に係る電気工事	一般用電気工作物等に係る 電気工事	

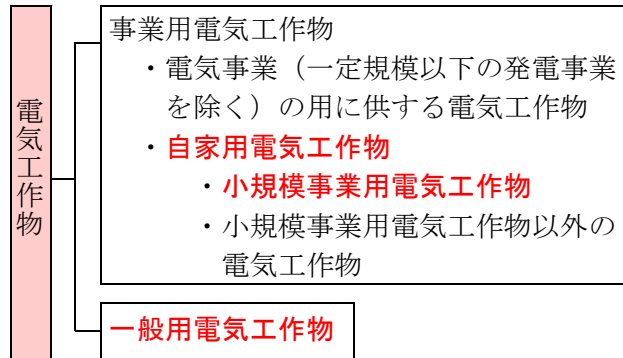
改正内容の詳細は、次ページ以降をご参照ください。

電気事業法等の改正

令和5年3月20日に、電気事業法およびその関連法が改正・施行されました。
改正後の電気事業法等は、次のようになります。

1. 電気事業法

(1) 電気工作物



(2) 一般用電気工作物

次に掲げる電気工作物で、低圧受電電線路以外の電線路により構内以外の電気工作物と接続されていないもの。ただし、小規模発電設備以外の発電設備を同一構内に設置するもの、爆発性若しくは引火性のものが存在する場所に設置するものを除く。

小規模発電設備（600V以下）	出力
太陽電池発電設備	50kW 未満
水力発電設備	20kW 未満
風力発電設備	
内燃力発電設備	10kW 未満
燃料電池発電設備	
スターリングエンジン発電設備	
発電設備の出力の合計	50kW 未満

- ❶ 低圧で受電して、電気を使用するための電気工作物
- ❷ 小規模発電設備であって、次に該当するもの

太陽電池発電設備	10kW 未満
水力発電設備	20kW 未満
内燃力発電設備	10kW 未満
燃料電池発電設備	
スターリングエンジン発電設備	

(3) 小規模事業用電気工作物

次の小規模発電設備を設置しているもので、低圧受電電線路以外の電線路により構内以外の電気工作物と接続されていないもの。ただし、小規模発電設備以外の発電設備を同一構内に設置するもの、爆発性若しくは引火性の物が存在する場所に設置するものを除く。

太陽電池発電設備	10kW 以上 50kW 未満
風力発電設備	20kW 未満

(4) 自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く）

次に該当するのものは、自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く）になる。

- ① 600V を超える電圧で受電するもの
- ② 小規模発電設備以外の発電設備を同一構内に設置しているもの
- ③ 低圧受電電線路以外の電線路により構内以外の電気工作物と接続されているもの
- ④ 火薬類製造所、石炭坑に設置するもの

(5) 一般用電気工作物の調査

電線路維持運用者（一般用電気工作物と直接に電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する者）は、その一般用電気工作物が「電気設備に関する技術基準を定める省令」に適合しているかを調査しなければならない。

（調査しなければならない場合）

- ・ 設置されたとき又は変更の工事が完成したとき
- ・ 定期調査（原則として4年に1回以上）

(6) 小規模事業用電気工作物設置者の義務

安全を確保するために、次の義務が課せられる。

- ・ 電気工作物を技術基準に適合した状態を維持する
- ・ 所有者や設備等の基礎情報を届出をする
- ・ 使用前に自己確認をし、その結果の届出をする

(7) 自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く）設置者の義務

- ・ 電気工作物を技術基準に適合した状態を維持する
- ・ 保安規程を定めて届出る
- ・ 主任技術者を選任して届出る

2. その他の法令（電気工事士法、電気工業法、電気用品安全法）

一般用電気工作物→一般用電気工作物等（一般用電気工作物および小規模事業用電気工作物をいう）

一般用電気工事（一般用電気工作物に係る電気工事）

→一般用電気工事（一般用電気工作物等に係る電気工事）